

別

紙

一

(控訴の理由)

原判決には次に述べるとおり法律の解釈を誤つた違法があり取消さるべきである。

一、本位的請求に対する判断について

(1) 原審判決は、「相続人の権利は、最終公告所定の期間徒過により失権するものと解するのが相当である。」としているが、その理由は、結局のところ、特別縁故者の権利保障ということに尽きるようである。

なぜなら、原審判決も認めるように、相続債権者及び受遺者に対しては、相続人の期間徒過をまつことなく弁済を行なうことができ、その関係では、なんら失権を認めるべき必要性が存在しないからである。

問題は、特別縁故者であるが、民法上、特別縁故者に相続財産の分与が認められるのは、残余財産がありかつ相続人がいない場合であり、しかもその場合であつても家庭裁判所が、「相当と認めるとき」に形式的に与えるものであつて、それまでは確定的権利というを得ないものである。

ところで、期間内に相続人の申出を行なつた者につき相続権の有無が争われた場合、その確定後に特別縁故者の分与申立に関する三か月の申立期間が進行することについてはほぼ異論をみない。

つまり、特別縁故者については、前述のような権利の性格にもかかわらず、相続権の有無が争われている限り実質上申立期間が延長されるわけであつて、これとの均衡上からして、右申立期間の開始時まで（その相続権の有無が確定するまで）相続人の申出を延長して認めるのでなければ、特別縁故者のみが不相当に厚く保護されることとならざるを得ない。

たしかに、九五八条の二の文理からすれば、期間の延長ということはありえないようにみえるのは当然

であるが、所定期間内に申出を行なつた相続人につき相続権の有無が争われるという異例の場合には、特別縁故者の申立期間が延長される以上、これとの関連で相続人の申出もまたその起算点まで延長されなければ不均衡のそしりをまぬがれないわけである。

原審は、形式的画一性のみを貫こうとして、「相続権の有無が確定した後三か月の申立期間が進行するか否かは暫く措くとして」と述べ、ことさら実質的不均衡から目をそらそうとしているが、これは現代的法解釈の態度から著しく後退したものといわなければならないであらう。

(2) なお、原審は、「原告主張の見解は、補助参加人の指摘するように、特別縁故者の利害に与える影響も大であり、且論理の矛盾、混乱をまねくものであつて云々」と述べているが、相続人の申出期間が延長されるのが利害に影響するとしても、特別縁故者の申立期間も延長されるのであるから、縁故者のみに不利益を帰せしめることにはならないはずである。また、申立期間の起算点が遅れることによつて、以前に行なわれた特別縁故者の申立が期間開始前になされたものとして不適法となるとの危惧は当を得ないものであつて、期間開始前の申立を不適法としないことは、今日異論をみないところといつてよい。

ところで、相続権の有無が確定するまでは相続人の申出が可能であるとする原告の主張に対し、そうだとすれば、その相続人について相続権の有無がさらに争われれば再び申出期間が延長され無限に続くことになりはしないかとの危惧があるようであるが、そのようなことは抽象論としてはともかく、事実の問題としてはありえない。それとともに原告の主張は、最終公告所定の期間内に申出をなした相続人について相続権の有無が争われた場合に、その確定時まで延長されるとしているのであつて、さらにその再延長ま

で認められると主張しているわけではない。このように、最終公告所定の期間内に申出を行なつた相続人について相続権の有無が確定するまでの問題である以上、前述のような危惧は杞憂にすぎないと同時に、右のような事例に限られる以上、公告制度の意義も十分に生きているといつて妨げないであろう。

二、予備的請求に対する判断について

(1) 原審判決は、「国庫帰属前に、特別縁故者への相続財産分与を行なうことが認められたため、法の明文

ない限り、相続人の失権の時期が明瞭でないので、相続財産の円滑な処理を図り、特別縁故者への相続財産分与手続の円滑の遂行を図るため、民法九五八条の二が設けられたものであり」と述べている。しかしながら、特別縁故者への分与のために、相続人を失権せしめる必要があるというのは、いかなる理由によるものであろうか。国民の権利を奪うには、よほどの理由がなければならぬわけであるが、特別縁故者に対する分与を行なうという目的からすれば、分与が完了するまで相続権の行使を制限すれば足り、同時に、分与が行なわれた範囲内で相続権を失なわせれば足りるわけであつて、原審のように、分与の目的のために「相続財産に対する一切の絶対的な失権」を必要とするということはありえない。原審の解釈は、その目的を超えて国民の権利を奪うものであつて、とうてい許されないとところといわなければならない。この意味において、九五八条の二にいう「その権利を行うことができない」とは、右の範囲で権利行使が制限されるにすぎず、分与後の残余財産に対する請求権まで奪う趣旨と解することはでき得ないのである。

(2) なお、原審判決は、「昭和三七年改正前の民法九五九条においては、……国庫帰属の時期は、相続財産

の国庫への引渡時と解されていた云々」と述べているが、旧九五九条が「前条の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、相続財産は、国庫に帰属する。」と明瞭に規定しているにもかかわらず、判決のような解釈が従来から支持されてきているのは、国庫への引渡時前に相続人が権利行使することまで奪うのは、制度の目的の範囲を超えるものとの認識があるからである。特別縁故者への分与のためには失権させる必要があるとする原判決の論理がもし正しいとすれば、国庫に引渡すためには、失権させておかねければならず、その時期を明瞭ならしめる必要があるとすれば最終公告所定の期間満了時ということになるはずであつて前述の解釈とは矛盾する結果となる。このような意味において、九五八条の二は、旧九五九条と同様、失権の時期を定めたものではないと解すべきである。

(3) また、原審は、法人の清算と相続財産法人の清算とは同列に論ずることはできないとするが、その特殊性はもちろん考慮しなければならないとしても、相続財産法人も法人とされる以上、基本的に異なるものと解することはできないし、それと同時に、民法総則の法人の規定は法人一般の通則たる性格をも有するものであるから、民法八〇条は、相続財産法人にも類推することは可能であつて、結局、財団の最後の清算として国庫に引渡されるまでは、除斥期間内に申出なかつた相続人も残余財産に対して権利を行使するものといわなければならない。特別縁故者に分与するためには相続人を絶対的に失権せしめる必要があるとする原審の考え方は、相続財産を相続人の財産と解した結果ではないかと思われるが、財団たる相続財産法人が成立した以上、相続人の権利は支配権たる物権から財団に対する請求権に變じており、それは財団の清算の一環として処理されるべきものであるから、残余財産に対する請求までも奪うことは、明ら

かに清算の目的を逸脱しているといわなければならない。原審は、原告の主張を立法論とするが、原審が是認するところの国庫帰属時を引渡時（財団の清算である以上むしろ当然）であるとする旧九五九条の解釈が立法論ではなく解釈論として通用してきたことからしても、この非難はあたらないというべきものである。

(控訴の理由に対する答弁)

一、控訴の理由一、の主張について

(1) 控訴の理由一(「本位的請求に対する判断について」)の控訴人の主張は争う。

(2) 控訴人の主張は、要するに、特別縁故者の相続財産分与の申立期間は、民法第九五八条の期間内に相続人の申出を行つた者につき相続権の有無が争われている場合、その相続権不存在の確定後に分与の申立期間がはじめて開始することを前提としている。

しかしながら、特別縁故者の相続財産分与の申立期間は、民法第九五八条の公告期間満了時に開始すると解すべきである。ただ、前記のように、期間内に相続人の申立を行なつた者につき相続権の有無が争われている場合には、その紛争係属中は相続財産分与の申立をすることが期待できない場合もあるから、分与の申立期間の三ヶ月は、相続権の不存在が確定した時から起算し、この時から三ヶ月の経過により終了する、と解する余地があるにすぎない。しかしながら、右の解釈においても、分与の申立期間は、あくまでも民法第九五八条の公告期間満了とともに開始することになる。

控訴人は、申立期間開始前の申立を不適法としないことは、今日異論をみないところであり、申立期間の起算点が遅れることによつて、その以前に行なわれた特別縁故者の分与の申立が不適法となるとの危険は当を得ない旨主張している。

しかしながら、申立期間開始前の申立も不適法ではないとの主張は、自己矛盾である。右のような分与の申立が不適法とされないのは、適法な申立期間内の申立であつて、当初から適法であるからである。不適法だが瑕疵が治癒されるというわけのものではない。

なお、相続権に関する訴訟の確定時は、民法第九五八条の公告期間と異なり、訴訟の当事者ではない特別縁故者にとつて明確ではないから、この点からも、特別縁故者の分与申立期間は、極めて明確に知り得る前記公告期間の満了とともに開始するものと解するのが妥当である。

(3) 控訴人は、所定の期間内に申出を行なつた相続人につき相続権の有無が争われている場合に、特別縁故者の分与の申立期間が延長される以上、これとの関連で、相続人の申出期間も、その起算点まで延長されなければ不均衡のそしりをまぬがれないと主張する。

控訴人の主張の前提とするところが誤りであることについては、前記(2)において述べたとおりであるが、控訴人の右主張は、次の点においても根拠がない。即ち、所定期間内に申出をした相続人につき相続権の有無が争われている場合に、特別縁故者の分与の申立期間の終期が延長されると解する余地が生ずるのは、右のような場合には、既に述べたように、その紛争係属中は、特別縁故者において分与の申立をすることが期待できない場合もあり、申立期間につき特別の考慮を要するからである。ところが、これに反

して、相続人の相続権の主張に関しては、所定の期間内に申出をした他の相続人につき相続権の有無が争われていても、特別縁故者の場合と異なり、所定の期間内の相続権の主張が期待できないという事情はない。控訴人の主張は、右のような差異を看過しており、原判決が「形式的画一性のみを貫こうとして」「ことさら実質的不均衡から目をそらそうとしている」旨の控訴人の非難はあたらない。

(4) 控訴人は、相続人の申出期間が延長されても、特別縁故者の申立期間も延長されるから、特別縁故者のみに不利益を帰せしめることにはならない旨主張している。

しかしながら、民法第九八条の期間（昭和四五年二月一三日まで）の延長が認められないとするならば、控訴人らは失権した筈である。ところが、右の期間の延長を認め、控訴人らに相続権の主張を認めること（その結果、控訴人らが相続権を有するとするならば、特別縁故者らは、もはや相続財産分与の申立権がなくなる。）が、何故、かかる特別縁故者のみに不利益を帰せしめることにならないのか、全く理解し難いところである。前記(3)で、述べたように、相続権主張の期間の延長を認めなければならない特段の理由がないのに、特別縁故者の利害に大きな影響を与えるような解釈をとることは妥当を欠く。特別縁故者の分与申立期間が延長されることをもつて、特別縁故者の前記不利益に代替できるものではない。

なお、相続権不存在の裁判確定時期は、民法第九八条の期間満了時と異なり、右の訴訟の当事者でない特別縁故者にとり、明確ではなく、特別縁故者に与えるこの点に関する不利益も無視できない。

(5) 控訴人は、相続権の有無が確定するまでは相続人の申出が可能であるとの控訴人の主張は、最終公告所定期間内に申出をした相続人についてのみ、その相続権の有無が争われた場合にその確定時まで延長され

るとしているものであるから、かかる解釈をとつても、申出期間の延長が繰り返されて無限に続くことはない主張する。

しかしながら、被控訴人補助参加人としては、控訴人の右主張を全く理解することができない。もし、控訴人主張のように、民法第九五八条の公告所定の期間内に申出をした相続人について相続権の有無が争われている場合には、相続人の申出期間がその確定時まで延長されると解する以上、その主張する理由をも併せ考えると、その延長された申出期間内に相続人の申出があり、その相続権が争われている場合にも、相続人の申出期間がその確定時まで延長されるというのが、その論理上当然の帰結であり、控訴人の右主張は、論理の一貫性を欠くというべきである。例えば、所定の公告期間経過後で、控訴人の解釈に従つて延長された申出期間（相続権確認訴訟（以下第一の訴訟という）の確定時まで）内に、相続人の申出があり、その相続権が争われて訴訟（以下第二の訴訟という）が係属している場合を考えてみる。控訴人の主張によれば、この相続人の主張は適法な期間内の申出であるが、控訴人は、この場合には、第二の訴訟の係属にかかわらず、特別縁故者の分与の申立期間は、第一の訴訟における相続権不存在の確定時から開始し、三ヶ月の申立期間は、この時から進行すると解するのであるか。しかし、かかる解釈は、分与申立期間の延長を認める趣旨からすると疑問であり、控訴人の本来の主張と矛盾するものというべきである。

控訴人らの主張を前提とする限り、極端に言えば、無限に相続権主張の期間が満了しないという事態も考えられ、かくては、民法における「相続人不存在」の制度の趣旨に存することとなる。控訴人は、右の

ような結果は、抽象論としてはともかく、事実の問題としてはありえない旨主張するが、問題は、かかる結果が實際上生ずる可能性の大・小ではなく、そのような可能性を残すような法解釈が妥当であるかどうかであり、右のような可能性を残す控訴人の主張が誤つてゐることは、明らかとすべきである。

二、控訴の理由二の主張について

(1) 控訴の理由二（「予備的請求について」）の控訴人の主張は全部争う。

(2) 失権の範囲及び時期に関する控訴人の主張は、いずれも立法論としてはともかく、現行法の解釈としては到底採ることができないものである。昭和三七年の改正前の民法第九九条は、期間内に申出なかつた相続人等の失権につき、相続人等は「国庫に対して、その権利を行うことができない。」と規定していたが、前記の改正の結果、民法第九五八条の二が設けられ、相続財産の国庫帰属をまたずに、同法第九五八条の期間内に相続権を主張しなかつた相続人は、当該相続財産に対して失権することを規定したのであり、この失権は原判決が説示するとおり、一切の絶対的な失権であり、この点において、前記の民法改正の前後において何ら変るところはない。

(3) 相続財産法人に対する権利行使についての民法第九五八条の二の規定は、一般の法人の清算手続に関する同法第八〇条と規定の内容を異にするから、同法第九五八条の二が規定する相続人らの失権を、同法第八〇条の場合と同一に解することはできない。